

第5回定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

株 式 の 状 況
新 株 予 約 権 等 の 状 況
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
株式会社の支配に関する基本方針
個 別 注 記 表
会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

伊澤タオル株式会社

株式の状況 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,885,600株 (自己株式114,400株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 11,001名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
伊澤キャピタルパートナーズ合同会社	2,500,000株	25.29%
ジャフコSV6投資事業有限責任組合	1,813,200株	18.34%
ジャフコSV6-S投資事業有限責任組合	452,100株	4.57%
大和証券株式会社	192,200株	1.94%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-A C)	181,900株	1.84%
飯田明人	100,000株	1.01%
村上裕人	80,000株	0.81%
野村證券株式会社	79,900株	0.81%
落合博	47,000株	0.48%
山下智志	44,000株	0.45%

(注) 持株比率は自己株式114,400株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため

2. 取得に係る事項の内容

・取得対象株式の種類	普通株式
・取得し得る株式の総数	300,000株（上限）
・株式の取得金額の総額	225,000,000円（上限）
・取得期間	2026年2月1日から2026年4月30日
・取得の方法	東京証券取引所における市場買付

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2022年2月14日	2022年2月14日	2023年5月25日
新株予約権の数		4	36	43
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (注)1. (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 36,000株 (注)1. (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 43,000株 (注)1. (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり586円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 287,578円	新株予約権1個当たり 287,578円	新株予約権1個当たり 310,000円
権利行使期間		2025年2月1日から2032年2月14日まで	2025年2月1日から2032年2月14日まで	2025年6月3日から2033年5月25日まで
行使の条件		(注)2	(注)2	(注)2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 4個	新株予約権の数 36個	新株予約権の数 43個
		目的となる株式数 4,000株	目的となる株式数 36,000株	目的となる株式数 43,000株
		保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 3名

(注) 1.当社は、2024年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」が調整されております。

2.新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役の過半数の決定（当社が取締役会設置会社であるときは、取締役会の決議）により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

3.その他取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用状況の概要に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は2024年8月22日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針に関して変更決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、適切に職務を遂行するため、当社の事業活動の基本となる企業理念・企業行動指針・役職員行動規範を定め、継続的な教育・啓発を行う体制を構築する。法令及び定款に反する行為を未然に防ぎ、実効性を確保するために社内規程を整備するとともに、コンプライアンス最高責任者を定め、コンプライアンス通報制度に関する規程を整備し、社外の通報窓口を設置する。

また、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任するとともに、監査役会を設置する。内部監査部門は法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は法令、定款及び社内規程に基づき、適正に作成、保存、管理、廃棄し、取締役が必要に応じて随時閲覧できる状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理に関する社内規程を定め、規程に従ってリスク管理体制を構築・整備・運用し、定着を図るための研修等を実施する。内部監査部門がリスク管理状況についてモニタリングを実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役の担当職務及び職務権限と責任を明確にした上で、効率的かつ迅速な職務遂行・意思決定を可能とする体制を構築し、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を行う。

また、取締役会において承認された年次予算及び中期経営計画の進捗について定期的な進捗管理を実施し、取締役の業務執行状況の監督を行う。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社に適用する企業理念を定め、独立性を維持・確保する中で、当社と適切な連携を図りながら、子会社における業務の適正の確保に努める。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役が求めた場合には、補助使用人又は補助使用人から構成される監査役事務局を設置し、監査役の業務を補助する。

⑦監査役会への報告に関する体制

監査役会の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は、会社に著しい害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき等は速やかに監査役会に報告する。また、内部監査室による内部監査結果について、随時監査役会へ報告する。

⑧報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役会へ報告や内部通報を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する旨を周知徹底し、当該報告者及び当該報告内容について厳重な情報管理を実施する。

⑨監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他のその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑩監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が取締役会やその他の重要会議に出席する機会を確保し、監査役の活動が円滑に行われるよう環境の整備に協力する。また監査役、内部監査部門及び監査法人等は意見交換のため、定期的な協議の場を設ける。

①反社会的勢力排除に向けた体制

当社は反社会的勢力に対する毅然とした対応をとること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、全役職員に周知徹底し、不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当社は、社内イントラネット等において、「内部統制システム構築に関する基本方針」、「リスク・コンプライアンス基本規程」、「反社会的勢力対策規程」等を掲載し、取締役及び使用人に対して周知を行い、適正な運用並びに法令遵守意識の定着に努めております。
- ②経営及び業務執行に関わる意思決定機関として取締役会を月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次報告の業績分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点より審議しております。
- ③法令、定款、「監査役会規則」及び「監査役監査規程」に基づき、監査役会を月1回開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、業務執行取締役から担当業務の現状等について直接聴取し、監査役会として意見を協議・決定しております。
- ④内部監査は、代表取締役社長の承認を得た監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果については、代表取締役社長に報告、被監査部門に通達し、改善事項の指摘、改善完了までのモニタリングをしております。また、内部監査の実効性を確保するため、取締役会及び監査役会に対しても直接監査結果に関する報告を行っております。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携については、定期的に常勤監査役との面談及び監査役会との連携、また会計監査人を含めた三者での打合せの場を設けて、情報共有を図っております。
- ⑤当社はハラスメント防止対策として、全役職員を対象としたハラスメント研修を定期的かつ継続的に実施し、意識改革と知識定着の徹底に努めております。また外部窓口への通報制度を設置し、匿名性の確保と不利益な取り扱いの禁止を徹底することで、通報時の利便性の向上、ハラスメントの早期発見・対応を図っております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの時価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～28年
機械及び装置	7年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、タオル製品の企画、製造及び販売を行っております。

この製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き、割戻し及び顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。また、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

のれん	3,123,865千円
-----	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社で計上したのれんは、2021年8月に旧伊澤タオル株式会社及びインタークラフト通商株式会社を取得した際に認識されたものであります。当該のれんは2022年3月に当社を存続会社とする吸収合併によって当社へ引き継いでおります。

のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りは、対象会社の過去の業績や事業計画を基礎として見積もっております。

将来キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動や見積りの前提とした条件や仮定の変更により、実際に生じた時期及び金額が見積りを下回った場合には、翌事業年度以降においてのれんの減損損失を認識し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

返金負債の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

返金負債	175,520千円
------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は顧客である小売店との契約に基づき、当該小売店が実施した値引き販売数量に応じて支払義務が生じるリベート制度を導入しております。

当社は小売店が計画している将来のセール・キャンペーンの実施時期及び規模、及び小売店への納品リードタイム等を基礎として将来発生すると見込まれるリベート額を算定し、売上高から控除しております。

当該リベート額は小売店の販売施策や在庫消化状況により変動するため、実績額が見積りと乖離した場合は、翌事業年度の売上高及び利益に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 170,850千円

2. 当座貸越契約

当事業年度における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,500,000千円
借入実行残高	- //
差引額	1,500,000千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
前受金	42,117千円
立替金	1,713千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	510,348千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	10,000,000株
------	-------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 114,400株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月7日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	390,036	39.00	2025年 2月28日	2025年 5月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	395,424	40.00	2026年 2月28日	2026年 5月28日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

普通株式 411,000株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)

賞与引当金	13,452
未払事業税	34,684
棚卸資産	453
未払費用	7,406
その他	<u>731</u>
繰延税金資産小計	<u>56,727</u>
繰延税金資産合計	<u>56,727</u>

2. 決算日後における法人税等の税率の変更

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が公布され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.6%から35.4%に変更されます。

この税率の変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

リース取引関係

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、必要な資金は金融機関からの借入により調達し、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを軽減するため為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建てのものも含まれ、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してリスクを低減しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務の為替の変動リスクを軽減するため為替予約取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、高格付を有する金融機関に取引相手先を限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各グループからの報告に基づき管理本部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(*2)	3,065,000	3,069,705	4,705
敷金及び保証金	11,626	9,814	△1,811
デリバティブ取引(*3)	554,943	554,943	－

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(*4) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
関係会社株式	154,698

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,126,354	－	－	－
売掛金	2,011,576	－	－	－
電子記録債権	134,377	－	－	－
合計	3,272,308	－	－	－

(*) 敷金及び保証金は、返還期日が確定しているものではないため、上記金額に含めていません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	230,000	230,000	2,605,000	－	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	554,943	—	554,943
資産計	—	554,943	—	554,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	9,814	—	9,814
資産計	—	9,814	—	9,814
長期借入金	—	3,069,705	—	3,069,705
負債計	—	3,069,705	—	3,069,705

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローと国債の

利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、タオル製品の企画、製造および販売を主たる事業とする単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 返金負債及び契約負債の残高等

返金負債及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
期首残高	
返金負債	127,163
期末残高	
返金負債	175,520
契約負債（前受金）	42,117

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し残存履行義務に関する記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 418円45銭

1 株当たり当期純利益 72円65銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

伊澤タオル株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	山 本 公 太
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 西 耕 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊澤タオル株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関して、事業報告に記載のとおり、第三者委員会から当社代表取締役によるハラスメント事案が認定されました。当社は第三者委員会からハラスメント事案が認定されたことを厳粛に受け止め、信頼回復のため、再発防止策を最優先課題として取り組んでおります。なお、監査役会においては、第三者委員会からの指摘・原因分析・再発防止への提言も踏まえ、取締役の内部統制改善への取り組み及び会社の実施する再発防止状況を監視及び検証してまいります。
上記事項を除き、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月14日

伊澤タオル株式会社 監査役会
常勤社外監査役 山川 信行 ㊟
社外監査役 久島 伸昭 ㊟
社外監査役 三浦 紗耶加 ㊟